

高松市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、市営住宅内における樹木伐採等工事の事務の執行に関する監査要求に基づく監査結果報告（平成24年12月13日付け高監委第216号）に対し、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

市営住宅内における樹木伐採等工事の事務の執行に関する監査要求に基づく監査結果報告に対する措置について

第1 監査結果報告に対する措置内容等

対象部局	都市整備局住宅課
措置通知日	平成25年3月7日
【改善を要する事項（要旨）】	【措置された内容】
監査対象の市関係職員の市に対する損害賠償責任については、本件代金過払等事案に係る各工事の発注などの事務執行に関与した担当係長、担当課長補佐および担当課長には、いずれも、法第243条の2第1項の規定による賠償責任として、担当係職員には、民法第415条の規定により、不完全履行の債務不履行による損害賠償責任として、それぞれが実質的に関与した工事により市に与えた損害を各自賠償すべき責任があると判断する。 また、各自の賠償額は、次のとおり決定するのが相当である。	平成24年12月21日付けで、指摘の対象となった職員7名に対し、賠償命令額のうち、24年度調定分951万8,892円の支払を請求し、24年12月25日から25年1月4日までの間に、それぞれ受け入れた。 また、これに伴い、25年1月21日付けで、指摘の対象となった上記の職員7名のうち、弁償金を完納したと認められる6名に対して、弁償金に係る遅延損害金70万9,416円の支払を請求し、1月22日から2月26日までの間に、それぞれ受け入れた。

<p>A 平成21年度担当課長 45万7,851円</p> <p>B 平成22～23年度担当課長 310万9,706円</p> <p>C 平成21年度担当課長補佐 22万8,925円</p> <p>D 平成22～23年度担当課長補佐 155万4,853円</p> <p>E 平成21～23年度担当係長 178万3,779円</p> <p>F 平成21年度担当係職員 45万7,851円</p> <p>G 平成22～23年度担当係職員 310万9,706円</p> <p>なお、上記損害賠償については、各公金支出日から支払済みに至るまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払も合わせて請求すべきである。</p>	<p>なお、分割納付中の1名に対しては、25年度に残額（118万3,779円）の支払を請求し、その完納（最終の納期限：25年12月27日（予定））の確認後、遅延損害金の支払を請求するとともに、その受入れを行う予定である。</p>
---	--